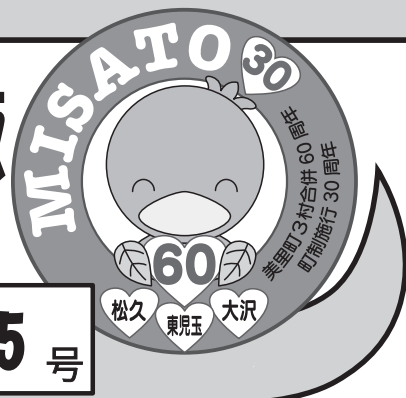




お知らせ 重度心身障害者医療 費支給制度の改正

この制度は、身体障害者手帳1〜3級のかた、療育手帳A、Bのかた、または65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたかたが、手続きをすることで保険診療医療費の自己負担分が支給される制度です。

来年から次のように改正されますのでお知らせします。

平成27年1月1日からの改正

○精神障害者保健福祉手帳1級のかたが新たに対象となります

今まで対象になつていなかった精神障害者保健福祉手帳1級を所持しているかたも、この制度で医療費の支給を受けられます。ただし、精神科への入院にかかる医療費は対象外です。

○65歳以上で新規に手帳取得されたかたは対象となりません

今まで受給していたかたを除き、65歳以上になって、新規に手帳を取得したかたは、この制度の対象外です。

平成27年4月1日からの改正

○病院等の窓口での支払い方法が変わります

今までは自己負担分を後日指定口座に振り込みしていましたが、手続きを簡略化し、児玉郡市内の医療機関での窓口払いが不要となります。ただし、一カ月の自己負担額が2万1千円を超える場合や児玉郡市外の医療機関を受診した場合は、従前のとおりです。

○入院時食費の支給がなくなります（子どもを除く）

病院に入院したときの食事療養標準負担額等の自己負担分（入院時食費）の支給はなくなります。ただし、中学校卒業（15歳になった後の3月31日）までの子どもの場合、支給を受けられます。

問合せ〓住民福祉課 社会福祉担当 電話 76-51132

催し 入場無料・先着順

人権を考える「県民の集い」

日時〓11月29日(土) 午前9時半〜午後3時半

場所〓加須文化・学習センター「パストラルかぞ」

(加須市上三保2255)

内容〓水戸黄門の「うっかり八兵衛」でお馴染みの高橋元太郎氏による人権講演会、アトラクション、活動成果発表等

問合せ〓埼玉県人権推進課 電話 048-830-2258

感染症・食中毒にご注意を!

ノロウイルス予防の4原則

①ノロウイルスを「持ち込まない」
自らが手洗い・うがいを励行し、ノロウイルスに感染しない

②ノロウイルスを「拡げない」
手洗い、定期的な消毒・清掃実施。嘔吐物は汚染拡大の大きな原因となるため、特に適切な処理が必要



③「加熱する」

食品中のノロウイルスを不活化させるために中心温度85〜90℃で90秒以上の加熱

④「つけない」

事前の手洗いの徹底、調理器具の洗浄・消毒、衛生的な作業着の着用

※ノロウイルス感染防止対策のポイントはきちんと手洗いです!

問合せ〓本庄保健所

電話 22-6481

次回のごみ 収集日は...

大字名	可燃	不燃	資源ごみ
根木・関・阿那志・小茂田・下児玉	月・木	11月27日(木)	11月20日(木)
北十条・南十条・沼上・広木		12月11日(木)	12月4日(木)
駒衣・木部・古郡・甘粕・中里	火・金	11月28日(金)	11月21日(金)
猪俣・白石・円良田		12月12日(金)	12月5日(金)

※有害ごみ(乾電池・蛍光管・体温計)は役場、中央公民館で収集しています。
※使用済小型電子機器(25cm×15cm以内)は、役場で収集しています。



会場は保健センター ☎76-2855

育児学級 ～どれみ広場～

日時＝12月1日(月) 午前9時45分～10時受付
対象＝3歳までの子どもと保護者(未就園児も可)
内容＝リトミック(音楽遊び)

育児相談

日時＝12月1日(月) 午後1時30分～3時
12月16日(火) 午前10時～11時30分
持ち物＝母子健康手帳

すこやか広場

お子さんと一緒に遊びながら、楽しい時間を過ごしてみませんか？ お気軽にお出かけください。

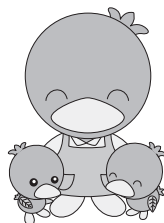
日時＝12月1日(月) 午後1時30分～3時
12月16日(火) 午前10時～11時30分
内容＝保健センター「多目的室」自由開放

乳児健診

日時＝12月17日(水) 午後0時45分～1時15分受付
対象児＝平成25年12月、平成26年2月、5月、8月生まれ
内容＝身体測定、内科診察、育児相談など
持ち物＝質問票(記入したもの)、母子健康手帳、バスタオル(おくるみ)

2歳児歯科健診

日時＝12月10日(水) 午後0時45分～1時15分受付
対象児＝2歳児1回目
平成24年9月1日～平成24年11月30日生まれ
2歳児2回目
平成24年3月1日～平成24年5月31日生まれ
内容＝身体測定、歯科診察・フッ素塗布、ブラッシング指導、育児相談など
持ち物＝質問票(記入したもの)、母子健康手帳、自宅で使用している歯ブラシ



各種無料相談

▶法律相談

と き／12月2日(火)
午後1時～3時(受付)
ところ／役場1階・会議室
内 容／弁護士による法律相談
問合せ／総務課 ☎76-1115

▶消費生活相談

と き・ところ／毎週月・水・木曜日
本庄市役所
毎週火・金曜日
上里町役場
受 付／午前9時30分～正午
午後1時～3時30分
問合せ／農林商工課 ☎76-5133

▶心配ごと相談(人権相談)

と き／12月19日(金)
午前10時～正午
ところ／役場2階・204、205会議室
内 容／日常生活での悩みごとなど
問合せ／社会福祉協議会
☎76-3601・75-1109

▶さわやか相談(教育相談)

と き／毎週月～金曜日(祝日を除く)
午前9時～午後4時
ところ／美里中(さわやか相談室)
対 象／町内在住の学生と保護者
相談方法／電話・手紙・来室
電 話／☎76-4415(直通)

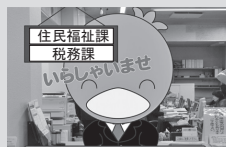
▶臨床心理士によるこころの相談

と き／11月17日(月)、20日(木)、
26日(木)、27日(木)
12月1日(月)、3日(木)
8日(月)、11日(木)
15日(月)、17日(木)
22日(月)、24日(木)
※太字は小中学校への巡回相談日(学校訪問)となり、相談に対応できないこともあります。
事前予約／毎週月～金曜日
午前9時～午後5時
※相談は事前予約が必要です。
内 容／子どもや育児、家庭や人間関係などの悩みごと
相談方法／面談、学校・家庭訪問
電 話／社会福祉協議会(保健センター内)
☎75-1109

▶法律相談(県)

と き／毎月第1、3、4水曜日(祝日を除く)
午後1時～4時(要予約)
ところ／熊谷地方庁舎
内 容／弁護士による法律相談
問合せ／県民相談総合センター
☎048-830-7830

次回の延長窓口 (戸籍事務、町の税金、水道料金の納付)



●日曜開庁日 ●窓口業務延長日
11月23日(日) 12月11日(木)
午前8時30分～正午 午後7時15分まで延長

◇戸籍事務……住民票(広域交付を除く)の交付・戸籍全部(個人)事項証明書の交付
印鑑登録、印鑑証明書の交付
◇税金等の納付……個人町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料
後期高齢者医療保険料、水道料金(納付書持参)の納付
※住基ネットを利用した住民票の広域交付はできません。
※交付申請の際に不正防止のため本人確認をさせていただきます(免許証等の提示)